

株式会社ト一モク定款

平成 30 年 6 月 22 日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社トーモクと称する。英文でTOMOKU CO., LTD.とする。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 段ボール事業及び紙器の製造販売業
2. 総合包装資材及び化成品の製造販売業
3. 前各号に関する機械設備の製造販売及び技術指導
4. 木材並びに木製品の製造販売業
5. 建材、家具、室内装飾品、紙製品、ガラス製品、衣料用繊維製品、ゴム製品、皮革製品、日用品雑貨の輸出入、販売業
6. 繊維機械器具、自動車、船舶及びその部品類の輸出入、販売業
7. 食料品、酒類、水産物、農畜産物の輸出入、販売業
8. 建築、土木並びに造園の設計、施工及びそれらの監理並びに請負に関する事業
9. 不動産の売買、利用、処分等に関する事業
10. 娯楽、スポーツ、観光等に関する事業並びにその他サービスに関する事業
11. 前各号に関する総ての事業及び之等に対する他人との共同経営並びに投資

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数、単元株式数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は60,000,000株とする。

② 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 7 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 8 条 当社は株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 9 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 10 条 当社は毎事業年度最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は毎事業年度の最終日の翌日から 3 ヶ月以内に、又臨時株主総会は必要ある場合に、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。

取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。

(議 長)

第 12 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、その原本を10年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(定 員)

第 18 条 当会社の取締役は14名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

② 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任については累積投票によらない。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役並びに役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定し、又、必要に応じその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の権限)

第 22 条 取締役会は法令又は本定款に定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。

- ② 前項の招集通知は会日の 2 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。

但し、緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。

(取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会が別に定める取締役会規則による。

(社外取締役との責任限定契約)

第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第26条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(定員)

第27条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第28条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の権限)

第31条 監査役会は法令又は本定款に定める事項のほか監査役の職務執行に関する事項を決定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は会日の2日前までに各監査役に対し発する。

但し、緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めあるもののほか、監査役会が別に定める監査役会規則による。

(社外監査役との責任限定契約)

第 34 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当社は会計監査人を置く。

(選 任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 執行役員

(執行役員を選任)

第 39 条 当社は取締役会の決議により必要な執行役員を選任し、会社の業務執行を委ねることができる。

② 執行役員に関しては、取締役会において定める執行役員規程による。

第8章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当社は株主総会の決議によって、毎事業年度最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第42条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

昭和23年12月24日改訂
昭和24年 5月27日改訂
昭和26年 9月 8日改訂
昭和27年 8月 7日改訂
昭和27年11月21日改訂
昭和29年 4月28日改訂
昭和29年11月24日改訂
昭和30年10月29日改訂
昭和31年10月23日改訂
昭和33年10月30日改訂
昭和34年 5月20日改訂
昭和34年10月24日改訂
昭和35年10月 1日改訂
昭和35年10月31日改訂
昭和36年10月30日改訂
昭和40年10月28日改訂
昭和44年10月30日改訂
昭和45年10月30日改訂
昭和46年10月28日改訂
昭和47年10月30日改訂
昭和48年10月30日改訂
昭和50年10月30日改訂
昭和56年11月27日改訂
昭和57年11月26日改訂
昭和58年11月28日改訂
昭和60年11月29日改訂
昭和62年11月27日改訂
平成元年 6月29日改訂
平成 3年 6月27日改訂
平成 6年 6月29日改訂
平成11年 6月29日改訂
平成12年 6月29日改訂
平成14年 6月27日改訂
平成15年 6月27日改訂
平成16年 6月29日改訂
平成18年 5月 1日改訂
平成18年 6月29日改訂
平成19年 6月28日改訂
平成21年 6月26日改訂
平成26年 6月27日改訂
平成29年 6月23日改訂
平成30年 6月22日改訂